

郡上市プラスチックごみゼロ宣言

12月23日、市議会定例会で「郡上市プラスチックごみゼロ宣言」を表明しました！

郡上市プラスチックごみ宣言とは・・・

市では、河川・海洋プラスチック問題を、清流長良川等の現流域に住む私たちが率先して取り組むべき問題であると位置づけ、市民・事業者・行政が一体となり、環境汚染の実態について理解を深めるとともに、市内のプラスチックごみを含む不法投棄の抑制に向け、自ら不断の取組みを行うことを宣言するものです。

取組みの3本柱

1. プラごみの発生抑制及び適正処理

- 使い捨てプラスチックを削減するため、マイバッグ等の利用を促進します。
- 4R運動（リフューズ：不要なものを断る、リデュース：ごみになるものを作らない・使わない、リユース：繰り返し使う、リサイクル：再資源化する）を推進します。
- プラごみに関する正しい分別と適正な処理方法を確立した上で、分かりやすく周知します。

2. 不法投棄防止対策の実施

- 市民及び釣りやラフティング、バーベキューなどのレジャーを目的とした来訪者に対しても、不法投棄を絶対にしないよう啓発する取組みを、関係団体と連携して推進します。
- 清掃活動等の情報を発信することで、参加者の増加を促進し、ごみ等の投棄がしにくい環境の創出に努めます。

3. 環境教育の充実

- 河川・海洋プラスチック問題の解決に向けて、環境汚染の実態を情報発信することで正しい理解を促し、特に次世代を担う子どもたちが、日常生活の中で環境負荷の少ない行動を自主的に実践することができるよう環境教育を充実します。

海洋プラスチックごみ問題の現状

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。海洋に流出する廃プラスチック類による海洋汚染は地球規模で広がっており、北極や南極においてもマイクロプラスチックが観測されたとの報告や、1950年以降に生産されたプラスチック類は83億トン超で、63億トンがごみとして廃棄されたとの報告もあります。毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算や、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあるほか、海洋プラスチックごみの主要排出源は東アジア地域及び東南アジア地域であるという推計もあることから、開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があります。



吉田川を浮遊するペットボトル

〈参考：環境省 令和元年版 環境・循環型社会・生物多様白書〉

できることから始めてみよう！

- ①プラスチックごみはルールに従って、分別して出しましょう。
- ②ポイ捨ては絶対にやめましょう。
- ③レジャーのあとは、必ずごみを持ち帰りましょう。
- ④清掃活動等に積極的に参加しましょう。
- ⑤買い物にはマイバッグを持参しましょう。
- ⑥マイボトル、マイ箸を持ち歩きましょう。
- ⑦家の周りの放置されたプラスチックごみは適切に処分しましょう。
などなど、身近な環境保護活動から実践しましょう！



▲「ごみゼロ!みんなの清掃日」清掃の様子

郡上市のプラごみ分別の現状と今後の課題

令和2年度から、プラスチック製容器包装（※）を可燃ごみとして扱うようになりました。これは、中国の使用済みプラスチック類輸入規制の影響や、高齢者や転入者から「ごみの分別方法が細かすぎてわからない」などの意見が多数寄せられたこと、また、プラスチックは石油を原料としていることから、可燃ごみとすることで助燃効果が見込まれることなどを勘案して総合的に判断されたものです。現在、市が分別収集しているプラスチックごみは、ペットボトルと食品トレイ（発砲スチロール）です。

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製使用製品廃棄物（※）についても分別収集とリサイクルを促進することとされ、地方自治体に努力義務が課せられました。リサイクルの方法については、「①（公財）日本容器包装リサイクル協会に委託する」「②再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し国の承認を受ける」のいずれかを選択することとなっています。

市が法に基づきプラスチックをリサイクルするためには、硬いプラスチックを破砕する設備の導入が必要となることなどから、郡上クリーンセンターの更新計画に併せ、市にとって最も有効な方法を検討しています。今後、プラスチックごみの分別収集方法が変更となることもありますので、協力をお願いします。

（※）～環境まめ知識～

プラスチックごみは、以下の2つに分類されます。

①プラスチック製容器包装

中に商品が入っていたプラスチック製容器・包装（プラマークが表示されています▶）

【例】レジ袋、カップ麺容器、マヨネーズやわさびなどのチューブ、
たまごのパック、洗剤の容器 など

②プラスチック製使用製品廃棄物

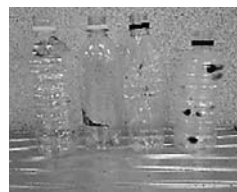
①やペットボトル以外のプラスチックでできている製品

【例】バケツ、ざる、ハンガー、プランター、おもちゃ など



ペットボトルや食品トレイのリサイクルについて

分別収集されたペットボトルや食品トレイは、郡上クリーンセンターに集められ、手選別によりリサイクルできるか否か確認しています。汚れたものや、他の素材が付着したものはリサイクルできず、可燃ごみとなります。分別の際には、きれいに洗浄をお願いします。



▲汚れたペットボトル



▲選別の様子